松原市都市計画審議会の委員公募実施要領

1. 目的

この要領は、松原市都市計画審議会委員公募制の導入にあたり、当該委員の公募方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 公募の対象となる市民委員の数

公募の対象となる委員は、松原市都市計画審議会条例第2条第2項に規定する市民とし、公募人数は、2名とする。

3. 申込みの資格

委員の公募に申し込むことができる者は、次のすべての要件に該当する 者とする。

- ① 松原市内に住所を有する者で、20歳以上の者であること。
- ② 本市の審議会等の委員になっていないこと。
- ③ 国家公務員又は地方公務員でないこと。
- ④ 現在又は過去に本市の職員及び議員でないこと。
- ⑤ 平日に開催する審議会に出席可能であること。
- ⑥ 都市計画及び都市基盤整備に関心があること。

4. 公募方法等

委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について、「広報まつばら」への掲載により周知を行うものとする。

- ① 審議会等の名称
- ② 申込者の資格
- ③ 公募人数
- ④ 選任の時期及び任期
- ⑤ 申込方法及び申込期間
- ⑥ 選考方法
- ⑦ 小論文のテーマ
- ⑧ 問合せ先
- ⑨ その他公募の実施に関し必要と認める事項

5. 申込方法等

申し込もうとする者は、申込書(別記様式)に必要事項を記載の上、小論文(800字程度)を添付して申込期間内に、直接持参、郵送、FAX 又は電子メールにて申込先に提出するものとする。

6. 申込書類等

申込書及び小論文は、返却しないものとする。

7. 申込先

申込先は、次のとおりとする。

松原市阿保1丁目1番1号

松原市都市整備部まちづくり推進課

8. 委員の選考方法等

委員の選考及び選考結果の通知については、次のとおり行うものとする。

- ① 一次選考は、申込書による資格審査及び小論文による選考により行う ものとし、小論文の選考基準は、選考委員(関係部課長等5名)の評価 持点の合計の7割以上とする。この結果、2名を超える場合は、公開抽 選により決定するものとする。
- ② 二次選考は、松原市審議会等委員選考審査委員会要綱(平成14年10月1日実施)第4条の規定に基づき、設置する審査委員会において選 考するものとする。
- ③ 選考の結果については、選任又は不選任にかかわらず、当該申込みをした者に通知するものとする。

9. 特例

公募を行った場合において、次に掲げるときは、再公募又は公募によらないで、委員を選任することができる。

- ① 申込期間までに申込者がなかったとき。
- ② 申込者数が公募人数に満たなかったとき (その満たない人数に限る)。
- ③ 申込者の一部又は全部が申込資格を満たさなかったことにより、公募 人数に満たなかったとき (その満たない人数に限る)。

10. 適用

この要領は、平成16年1月1日から実施する。

附則

この要領は、平成24年2月1日から実施する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。